

資料編

資料編

1. 台東区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区高齢者保健福祉計画（以下「保健福祉計画」という。）及び台東区介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の円滑な推進と高齢者保健福祉施策の充実を図るため、台東区高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉計画及び事業計画の推進に関する事項
- (2) 保健福祉計画及び事業計画の改定に関する事項
- (3) 高齢者保健福祉サービスの提供に関する事項
- (4) 介護保険事業に関する事項
- (5) その他区長が必要と認めた事項

(構 成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表1に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 保健医療関係者 7名以内
- (3) 福祉関係者 3名以内
- (4) 介護保険関係者 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長の委嘱又は任命を受けた日から3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招 集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に第2条に定める事項を検討する専門部会（以下「部会」という。）を別表2で掲げる者で構成し、設置することができる。

- 2 部会長は、協議会会長とし、副部会長は、協議会副会長をもって充てる。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、協議会の議決があったときは会議録等を非公開とすることができます。

(傍聴の取扱)

第9条 協議会は、委員のほか協議会の許可を得た者が傍聴することができる。

(事務局)

第10条 協議会及び部会の事務局は、福祉部高齢福祉課及び福祉部介護保険課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則（略）

別表1（第3条関係）

福祉部長
健康部長
台東保健所長

別表2（第7条関係）

部会名	台東区高齢者保健福祉推進協議会専門部会
部会長	協議会会長
副部会長	協議会副会長
部会員	保健医療関係者 2名
	福祉関係者 1名
	福祉部長
	健康部長
	台東保健所長

2. 台東区高齢者保健福祉推進協議会 委員名簿

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	新田 秀樹	中央大学法学部教授	会長
	高良 麻子	法政大学現代福祉学部教授	副会長
保健・医療関係者	田村 順二	下谷医師会会长	
	堀 浩一郎	浅草医師会会长	
	奥澤 康彦	東京都台東区歯科医師会会长	第1回
	山口 幸一	東京都台東区歯科医師会会长	第2回 から
	鬼久保 至彦	浅草歯科医師会会长	
	野田 慎二	下谷薬剤師会会长	
	秦 千津子	浅草薬剤師会会长	第1回
	高橋 正也	浅草薬剤師会会长	第2回 から
福祉関係者	渡邊 ひろみ	台東区民生委員・児童委員協議会 高齢福祉部会長	
	里 秀一郎	チームウェル 主任ケアマネジャー	
	河井 卓治	台東区社会福祉協議会常務理事 事務局長	
介護保険関係者	政木 喜三郎	台東区町会連合会会长 (東上野地区町会連合会会长)	
	鈴木 喜美	台東区介護サービス事業者連絡会代表	
	田中 久江	公募委員	
	長谷川 丈夫	公募委員	
区職員	佐々木 洋人	福祉部長	
	高木 明子	健康部長 兼 台東保健所長	

3. 台東区高齢者保健福祉推進協議会専門部会 委員名簿

分 野	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	新田 秀樹	中央大学法学部教授	部会長
	高良 麻子	法政大学現代福祉学部教授	副部会長
保健・医療関係者	田村 順二	下谷医師会会长	
	堀 浩一朗	浅草医師会会长	
福祉関係者	渡邊 ひろみ	台東区民生委員・児童委員協議会 高齢福祉部会長	
区職員	佐々木 洋人	福祉部長	
	高木 明子	健康部長 兼 台東保健所長	

4. 策定経過

(1) 台東区高齢者実態調査

本調査は、区内在住の高齢者の生活実態や保健・福祉への要望等を把握し、第9期計画策定のための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

調査名	一般高齢者調査（一般調査） …① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（ニーズ調査） …② 要支援・要介護認定者調査（認定者調査） …③ 介護サービス事業者調査（事業者調査） …④
調査対象	①65歳以上の区民（要支援・要介護認定者を除く） ②65歳以上の区民（要介護認定者及び施設入所者を除く） ③65歳以上の要支援・要介護認定を受けている区民（施設入所者を除く） ④区内にあるすべての介護サービス提供事業者
調査手法	郵送配布、郵送・インターネット回収
調査期間	令和4年9月27日～10月19日
回収率	①63.5%（有効回収数：1,254通） ②66.2%（有効回収数：1,298通） ③51.5%（有効回収数：923通） ④65.0%（有効回収数：178通）

(2)台東区高齢者保健福祉推進協議会及び専門部会

開催年月日	主な検討項目等
第1回 推進協議会 令和5年6月6日	○令和4年度第2回台東区高齢者保健福祉推進協議会における意見について ○第8期高齢者保健福祉計画の令和4年度実績について ○第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第1回 専門部会 令和5年8月8日	○第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方について
第2回 推進協議会 令和5年8月22日	○第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本的な考え方について
第2回 専門部会 令和5年10月17日 (オンライン開催)	○第9期計画中間のまとめ（案）について
第3回 推進協議会 令和5年10月31日	○第9期計画中間のまとめ（案）について
第4回 推進協議会 令和6年1月23日	○パブリックコメントの結果について ○第9期計画最終（案）について

(3)パブリックコメント

意見受付期間	令和5年12月15日から 令和6年1月5日まで
意見受付件数	2名 5件
提出方法	窓口持参1名、ファクシミリ1名

5. 用語説明

	用語	説明
あ 行	I C T (アイシーティー)	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略であり、情報や通信に関する技術の総称。
	アクセシビリティ	「利用しやすさ」「近づきやすさ」を意味する言葉。
	N P O (エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(N P O 法人)」という。
か 行	介護給付費準備基金	介護保険料の剰余金を管理するために市町村が設置する基金。介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことができる。
	介護認定調査員	要介護認定を申請している被保険者を訪問し、認定調査を実施する者。
	介護の日	介護従事者、介護サービス利用者及び家族介護者を支援とともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等への介護に関する啓発を重点的に実施するための日。厚生労働省により、毎年 11 月 11 日と定められている。
	介護保険法	加齢に伴う疾病等により介護が必要になった人が、尊厳を保持しながらその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うために介護保険制度を設けることにより、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。
	介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者等を対象とし、住民等の多様な主体が担い手となり、介護予防や生活支援サービスなどの様々なサービスを地域の実情に応じて実施する事業。
	介護ロボット	ロボット（定義：情報を感知（センサー系）判断し（知能・制御系）動作する（駆動系）この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム）技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器のこと。
	共生型のサービス	高齢者と障害者が同じ事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにする制度。

	用語	説明
か 行	ケアハウス	身体機能の低下等のために独立して生活するには不安のある60歳以上の方を対象として、自立した生活を継続できるよう建物構造や設備の面で工夫した施設。老人福祉法で規定する軽費老人ホームの一種。
	ケアプラン	介護サービス利用者本人の心身の状況や希望などを勘案して、利用するサービスの種類や内容を定めた計画。居宅サービス計画と施設サービス計画がある。介護サービス計画と同じ。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるように、ケアプラン(介護サービス計画)の作成や居宅サービス事業者等との連絡調整などのケアマネジメントを行う専門職。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
	口腔ケア	口腔内を清潔に保ち、口腔機能を維持・向上させるため、口腔の清掃や機能訓練を行うこと。
	公認心理師・ 臨床心理士	保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、相談、助言、指導等を行う者。
さ 行	サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたバリアフリー構造の高齢者向けの賃貸住宅。安否確認や生活相談など高齢者の安心を支えるサービスを提供する。
	在宅療養	医療機関に通院困難な患者が、自宅や入所中の施設など、病院外の「生活の場」において、訪問診療・看護等の医療や介護などのサービス提供を受けながら行う療養のこと。
	在宅療養支援窓口	区民や医療・介護関係の方々からの、在宅療養における医療面を中心とした様々な相談を受ける窓口。
	市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、所定の研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。
	社会福祉協議会	地域のネットワークづくり、ボランティア活動の支援などを通じ、地域福祉活動を推進することを目的とした組織。
	若年性認知症	65歳未満で発症する認知症のこと。
	重層的支援体制 整備事業	社会福祉法の改正により、令和3年度から開始された事業。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。
	シルバー人材 センター	働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的とする組織。

	用語	説明
さ 行	シルバーピア	ひとり暮らし等の高齢者が、地域の中で自立した生活を営めるよう、手すり、段差の解消、緊急通報システムなどの高齢者に配慮した設備を備え、緊急時の対応を行う生活協力員（ワーデン）等を配置した集合住宅。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、高齢者の抱えるニーズ・課題を把握したうえで、ニーズや課題解決に向けたコーディネート機能（資源把握、ネットワーク構築、ニーズと地域資源のマッチング）を果たす者のこと。
	生活支援サービス	買い物やゴミ出し、食事などの日常生活の支援を行うサービス。総合事業として提供されるサービスのほか、総合事業には位置づけられていない住民主体の地域の助け合い、民間企業による市場のサービス、区市町村の単独事業等を含む。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合に、本人の保護と権利擁護を図るための法律上の制度。選任された成年後見人等は本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行う。区長が本人や家族に代わって、家庭裁判所に対し後見開始などの審判の請求を行うことを区長申立という。
た 行	第三者評価	中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する。
	団塊ジュニア世代	昭和46年から昭和49年に生まれた世代。
	団塊の世代	昭和22年から昭和24年に生まれた世代。
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めるための会議。地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の一つ。
	地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
	地域福祉コーディネーター	福祉課題を抱える人が孤立しないよう、地域住民とともに考え、問題解決にむけて取り組んでいけるよう仕組みをつくっていく役割を担う者のこと。
	地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制。

	用語	説明
た行	地域包括支援センター	住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。設置主体は、区市町村で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職を配置する。
	地域密着型サービス	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するサービス。事業所の指定等は区市町村が行う。サービスの利用が可能な方は、原則としてその区市町村の被保険者のみ。
	デジタル・ディバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
	特定健康診査	メタボリックシンドロームの状態を判定する検査項目を中心に、生活習慣病の発症を予防することを目的に実施する健康診査。
	特定事業計画	バリアフリー基本構想に基づき、各事業者が公共交通、道路、交通安全、路外駐車場、都市公園、建築物およびその他の施設等に関して作成し、それに基づいて事業を実施するための計画。
な行	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する応援者のこと。所定の養成講座を受講することが必要。
	認知症初期集中支援チーム	地域包括支援センター等に配置する、保健師や介護福祉士、認知症の専門医等の複数の専門職で構成するチーム。認知症の方やその家族を訪問し、アセスメントや家族の支援などを包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
	認知症地域支援推進員	医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関などの各サービスの連携支援や地域の実情に応じて認知症の方やその家族を支援する業務等を行う者。
は行	パブリックコメント	区民生活に広く影響する計画、構想、方針、指針等の策定・改定を行う際に、案の段階で公表して区民からの意見を募集し、意見を考慮して計画等の意思決定を行うとともに、意見に対する区の考え方を公表する一連の手続。
	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき、高齢者や障害者をはじめとして、すべての人が安全・快適に暮らせるまちづくりの実現をめざした基本構想。
	P D C A (ピー・ディーシーエー)	Plan (実態把握・課題分析、計画の作成・目標設定)、Do (施策の実行)、Check (施策の実績評価)、Act (公表・報告、見直し)による計画の進行管理のこと。
	避難行動要支援者	ひとり暮らしの高齢者や障害者など、大地震などの災害発生時に、自分の力で避難することが困難な方のこと。

	用語	説明
は 行	被保険者 (介護保険)	介護保険によるサービスの提供を受けられる人のこと。65歳以上の第1号被保険者と40歳~64歳までの第2号被保険者がある。40歳になると介護保険への加入が義務付けられ、保険料を支払う。
	フレイル	年齢とともに、心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態。健康と要介護状態の中間の状態のこと。
ま 行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣からの委嘱により、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。
や 行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。
	要介護者	要介護状態にある65歳以上の人及び特定疾病によって、身体上・精神上の障害を持つと認められた要介護状態にある40歳~64歳の人のこと。
	(要介護)認定率	介護保険被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の割合。
	要支援・要介護認定	被保険者が介護保険の給付を受けるために、要支援・要介護認定申請を行い、該当する区分（要支援1~2・要介護1~5）について区市町村の認定を受けること。
ら 行	リハビリテーション	身体的、精神的、社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供すること。
	老人福祉法	老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする法律。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

6. 介護保険サービスの概要

【居宅サービス】

サービスの種類	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・清掃などの生活援助を行う。
訪問入浴介護	自宅に浴室がない場合や、感染症などのため施設における入浴が困難な場合に、介護士と看護師が自宅を訪問し簡易浴槽を用い、入浴介助を行う。
訪問看護	疾患がある方について、看護師などが自宅を訪問し、主治医と連携しながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行う。
訪問リハビリテーション	自宅での生活能力を向上させるため、理学療法士などが自宅を訪問しリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを行う。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などに通所する方へ、食事・入浴などの日常生活上の介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションなどを行う。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などで、短期間入所している方へ日常生活上の介護や機能訓練などを行う。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設などで、短期間入所している方へ日常生活上の介護や機能訓練などを行う。
福祉用具貸与	車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける福祉用具を貸し出す。
特定福祉用具販売	排せつや入浴などに用いる福祉用具の購入費を支給する。
住宅改修	手すりの設置・段差の解消など、生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、住宅改修費を支給する。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、食事・入浴などの日常生活上の介護を行う。
居宅介護支援	ケアマネジャーなどが利用者に適した介護サービスを利用できるよう、ケアプラン作成のほか必要な支援を行う。

【施設サービス】

サービスの種類	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な要介護者が入所する施設。介護保険の施設サービス計画に基づき、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練などを行う。
介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点をおいたケアが必要な方が入所する施設。介護保険の施設サービス計画に基づき、医療・看護・医学的管理のもとで介護や機能訓練を行う。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、療養を必要とする要介護者が入院する医療機関の施設。介護保険の施設サービス計画に基づき、医療・看護・医学的管理のもとで、介護や機能訓練などを行う。なお、既存施設については、令和5年度末を目指して、介護医療院等に転換される予定となっている。
介護医療院	平成29年の介護保険法等の改正により、新たに創設された介護保険施設。「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えている。

【地域密着型サービス】

サービスの種類	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期訪問と通報により随時訪問を行い、介護を行う。
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	認知症対応型デイサービスセンターで、日常生活上の介護のほか、リハビリテーションを行う。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として随時「訪問」や「泊まり」の3つのサービスを組み合わせて提供し、在宅での生活を支援する。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症の高齢者を対象とし、少人数の家庭的な共同生活の中で、日常生活上の介護などを行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模有料老人ホーム等)	入居定員が29人以下の小規模な特定施設(有料老人ホーム等)で、食事・入浴などの介護を行う。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	入居定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴など日常生活上の介護や機能訓練を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日複数回の定期訪問と通報により随時訪問を行い、介護・看護を提供する。
看護小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として「訪問(介護)」や「泊まり」のほか、「訪問(看護)」サービスを組み合わせて提供し、医療ニーズの高い方の在宅での生活を支援する。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の通所介護事業所で、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを行う。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

サービスの種類	サービスの内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、ホームヘルパー等が自宅を訪問し、調理や掃除などを利用者とともにを行い、日常生活の自立を援助するもの。台東区では従前相当のサービス（訪問型サービス）、基準等を緩和したサービス（訪問型サービスA）を提供している。
通所型サービス	要支援者等に対し、通所介護施設等において機能訓練や食事、入浴などの日常生活を援助するもの。台東区では従前相当のサービス（通所型サービス）、基準等を緩和したサービス（通所型サービスA）、短期集中による予防サービス（通所型サービスC）を提供している。
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターが要支援者等の状況把握や分析を行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援するマネジメント業務。
一般介護予防事業	すべての高齢者およびその支援のための活動に関わる者を対象とした事業。介護予防普及啓発や地域での介護予防活動を支援する事業等で構成されている。

第9期台東区高齢者保健福祉計画・台東区介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行（令和5年度登録第4号）

発 行 台東区
編 集 台東区福祉部（高齢福祉課、介護保険課）
〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6
電 話 03-5246-1221（高齢福祉課）
03-5246-1257（介護保険課）

